

○西紋別地区環境衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例

制定 昭和50年4月1日条例第18号

改正 昭和53年4月4日条例第3号

平成5年12月20日条例第5号

(目的)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格15,000万円以上の工事の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は、動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。